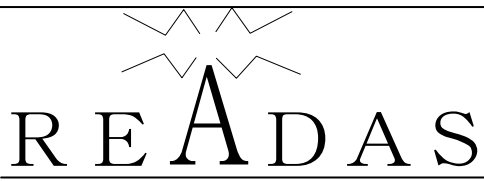


第 4963 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月15日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 短期前払費用を仕入対価の返還処理した場合

**Q**：3月31日をまたぐ期間にかかる短期前払費用を仕入対価の返還による処理をした場合、控除できない金額が生じますが、これはどのような取扱いになるのですか？

**A**：次のような取扱いになります。

### 【解説】

平成26年3月31日前に新税率8%を含む役務の提供の対価を一括して支払い、短期前払費用の適用を受けた場合、消費税は仮払金による処理方法か仕入対価の返還による処理をすることになります。

このうち、仕入対価の返還による処理をした場合には、仕入税額控除を計算するときにおいて、控除しきれない金額が生じてきますが、これについては、消費税が導入された時の取扱いに準じて損金の額に算入されることとなります。

### 【平元.3.1直法2-1 個別通達(抜粋)】

法人が消費税等の経理処理について、税抜処理を適用している場合において、中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例の規定の適用を受けたこと等により、課税期間の課税期間の終了の時における仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額(控除対象外消費税額等に相当する金額を除く)を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付を受ける消費税等の額との差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む事業年度において益金の額又は損金の額に算入するものとする。

